

○本会の歩みと現在

朝鮮奨学会は日本で勉学している同胞学生を支援するための奨学育英機関で、120余年の歴史があります。

1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありましたが、1957年に所属団体や思想・信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

奨学会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）、大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの基本財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。奨学会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

2012年7月31日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同8月1日、「公益財団法人朝鮮奨学会」に移行しました。

○主な事業

朝鮮奨学会は、成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に奨学金を給付しています。

大学・大学院の奨学生は1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以来、延べ約3万8千名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ約5万2千名になり、その奨学事業費の総額は約174億円に達します。

奨学生を対象に講演会や国語講座、ウリマル発表会を行い、会報誌「セフルム」を通して民族の心と文化を育み、交流会や懇談会を開いて親睦をはかっています。また、大学院生の研究発表会を開催し、学術研究の奨励を行っています。

1. 応募資格

■ 学部生

- ①日本の大学の学部(学士課程、専門職大学、短期大学も含む。通信課程は除く)に在籍している韓国人・朝鮮人学生(特別永住者証明書・在留カードの国籍表示が韓国もしくは朝鮮)。本国からの留学生を含む。
- ②成績が優良で学費の支弁が困難な者。
- ③2024年4月1日現在、満30歳未満の者(継続応募者は除く)。

【成績について】

- ・学部1年生の学業成績は、高校3年次の成績評価値が5段階で原則 **3.2以上** であること。
 - ・学部2年生以上の学業成績は、修得総科目の成績評価値が原則 **2.7以上** であること。
- ※本会評価値で算出 (GPA 評価ではありません)

【2023年度本会の大学(学部)奨学生であった場合】

- ・学部在学中で学年が進級した者は**継続生**として応募できる。
- ・短期大学卒業後、4年制大学の3年生以上に編入した者は**新規生**として応募できる。
- ・2023年度に採用されたのち途中辞退した場合は**新規生**として応募できる。
- ・留年した者、学部を卒業して学士編入した者は応募できない。

【2023年度本会の大学(学部)奨学生でなかった場合】

- ・**新規生**として応募できる(過去に本会奨学生であって2023年度本会奨学生でなかった場合を含む)。2023年度本会の高校奨学生だった者も**新規生**として応募できる。
- ・高等専門学校(高専)の専攻科に進学した者は、**新規生**として応募できる。

■ 大学院生

- ①日本の大学院(博士課程・修士課程・専門職課程。通信課程は除く)に在籍している韓国人・朝鮮人学生(特別永住者証明書・在留カードの国籍表示が韓国もしくは朝鮮)。本国からの留学生を含む。
- ②成績が優良で学費の支弁が困難な者。
- ③2024年4月1日現在、満40歳未満の者(継続応募者は除く)。
- ④法科大学院の未修コース、その他3年制修士課程においては2学年以上の者。
- ⑤日本学術振興会の特別研究員及び次世代研究者挑戦的研究プログラムの受給者は応募できない。

【2023年度本会の大学(学部)奨学生であった場合】

- ・進学して修士・専門職1年生になった者は**新規生**として応募できる。

【2023年度本会の大学院奨学生であった場合】

- ・同じ課程(博士・修士・専門職)で学年が進級した者は**継続生**として応募できる。
- ・修士・専門職課程から進学して博士1年生になった者は**新規生**として応募できる。
- ・5年一貫博士課程の2学年から3学年に進級した者は**新規生**として応募できる。
- ・博士課程(博士後期課程)において2年間受給した者は応募できない。
- ・2023年度に採用されたのち途中辞退した場合は、**新規生**として応募できる。

【2023年度本会の奨学生でなかった場合】

- ・**新規生**として応募できる(過去に本会奨学生であって2023年度本会奨学生でなかった場合を含む)。

公益財団法人朝鮮奨学会定款
第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生等の奨学援護を行うとともに、学術奨励と研究助成を行い、もって有為な人材育成と国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金給付
- (2) 学生支援及び学術研究奨励
- (3) 会館の運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金給与規程

※公益財団法人移行に伴い、新しい定款に基づく「奨学金給与規程」を現在策定中です。

第1章 総則

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第4条に基づきこの規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮人であって、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学(大学院を含む)に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

北海道情報大学
奨学金担当部署 御中

奨学生推薦についてのお願い

平素は本会奨学育英事業につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
「大学・大学院奨学生募集要項」をご参照の上、奨学生のご推薦をお願いいたします。
なお「大学・大学院奨学生募集要項」は学内でご公示していただければ幸いです。

■ 韓国人留学生「継続」応募者及び特別永住者・永住者などの応募について

個人で応募するようご指導ください。在留資格が特別永住者・永住者などの学生、前年度本会奨学生であった韓国人留学生で進級した人(継続応募者)は個人で応募できます。また、前年度本会奨学生であって修士課程または博士課程に進学した韓国人留学生は、個人で「新規」応募できます。上記の場合はいずれも「推薦可能人数」には含みません。

■ 韓国人留学生「新規」応募者の推薦について

新規に本会奨学金に応募する留学生(前年度本会奨学生でない場合)は、大学からの推薦が必要です。募集要項の「5. 応募書類と手続き」の「※2 留学生」参照をご参照ください。

◆ 貴大学が推薦できる韓国人留学生「新規」応募者の人数と「留学生推薦大学コード(留学生推薦番号)」は以下の通りです。

大学名	北海道情報大学
留学生推薦大学コード (留学生推薦番号)	3010170
推薦可能人数	・大学院生 1名 ・学部生 1名

※本会の奨学金は大学指定制ではありません。ご推薦いただいた学生の採用を保証するものではありませんので、学生へご周知ください。

※推薦する新規留学生がいない場合は「本学が推薦する韓国人留学生一覧」の提出は不要です。

1. 推薦が決定した学生に、上記の「留学生推薦大学コード(留学生推薦番号)」を通知してください。応募時に入力が必要です。※それ以外の学生には通知しないでください。
2. 「本学が推薦する韓国人留学生一覧」の書式を下記の URL からダウンロード・作成の上、指定のクラウドにアップロードしてください(学生に渡す必要はありません)。

・書式のダウンロード・提出先はこちらをご確認ください(原本の郵送は不要です)。

→<http://www.korean-s-f.or.jp/02-05.htm>

アップロードする際、ファイル名は「7桁の留学生推薦番号+大学名」としてください。

・学内選考に本会の願書書式を使用する場合はこちらからダウンロードし、ご使用ください。

→<http://www.korean-s-f.or.jp/02-10.htm>

◆ 応募手続きは学生本人がインターネット受付専用ページで行ってください。

(受付期間中、本会ホームページでリンクをお知らせします)

※ご推薦いただいた学生が他の給付制奨学金に採用された場合は速やかにご連絡ください。

公益財団法人朝鮮奨学会 奨学部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-8-1 新宿ビル9階

電話 03-3343-5757 (電話対応時間平日午前9時~午後5時)

※応募者本人並びに学校関係者の問い合わせにのみ対応いたします。

Eメール syougaku001@korean-s-f.or.jp

ホームページ <http://www.korean-s-f.or.jp>

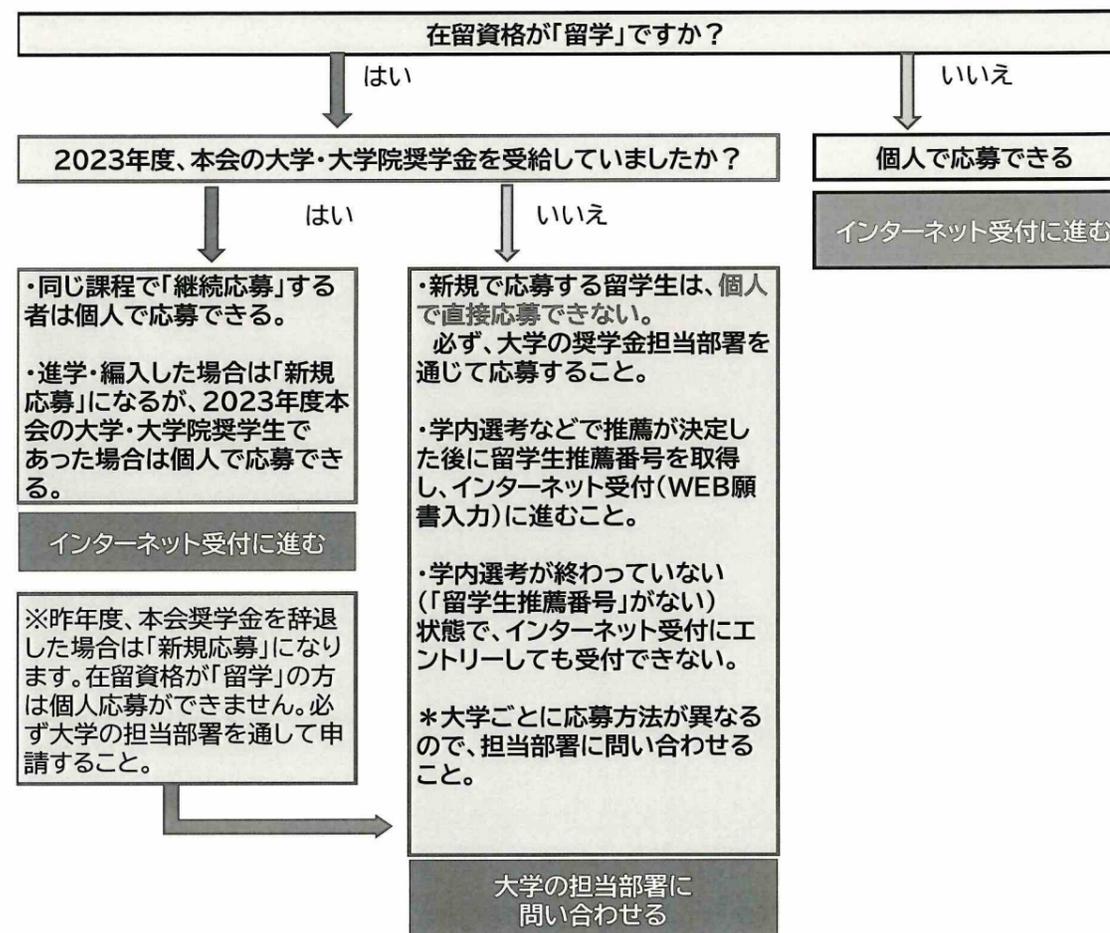
下記の留学生【申請方法確認フローチャート】を確認してください。

・在留資格が「留学」で「新規」応募する者は個人で直接応募できません。新規応募の留学生は必ず大学の奨学金担当部署を通じて応募するようご指導ください。※ただし、前年度本会奨学生であって修士課程または博士課程に進学した韓国人留学生は、個人で新規応募できます。

・留学生で継続応募する者、在留資格が特別永住者・永住者などの学生は個人で直接応募できます。

留学生【申請方法確認フローチャート】

※留学生・留学生担当部署の方は必ずこちらをご確認ください。



【留学生推薦についての、よくあるご質問】

Q. 01 応募の時点で日本国外に居住中の学生は申請できますか？

→応募可能です。

Q. 02 応募時点において留学ビザがない者が、申請することは可能でしょうか？

→応募時に在留資格を証明する書類の提出があります。応募期間内に提出が可能な学生が対象となります(ただし、応募期間中に日本大使館に留学ビザ申請中の証明書または日本で留学ビザ切替中の証明書が発行される場合は応募可能です)。

Q. 03 採用決定時に日本に未入国の場合、奨学金受取はどのようになりますか？

→奨学金は本人名義の「ゆうちょ口座」のみへの送金となります。ゆうちょ口座への振り込みが可能であれば未入国であっても奨学金の受取は可能です。また本会では奨学金送金口座の登録期限(12月31日)を設けています。期限を超えた場合は自動的に辞退(採用取り消し)となります。従ってゆうちょ口座開設済み、または開設可能な学生の推薦をお願いします。